

## 資料編 (川崎市に適用されている環境基準等)

## ■ 大気質

## ＜市環境目標値及び市対策目標値並びに環境基準＞

		川崎市		国	
		環境目標値	対策目標値	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	0.04ppm以下	0.04ppm以下	短期評価：1時間値の1日平均値と1時間値が共に基準値以下
	1時間値	0.10ppm以下	0.10ppm以下	0.1ppm以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m <sup>3</sup> 以下	0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下	0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下	長期評価：1日平均値の2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値	—	0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下	0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下	
	年平均値	0.0125 mg/m <sup>3</sup> 以下	—	—	
微小粒子状物質	1日平均値	—	—	35μg/m <sup>3</sup> 以下	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。1日平均値については、長期評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。
	1年平均値	—	—	15μg/m <sup>3</sup> 以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	日平均値の年間98%値がゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値	—	—	0.06ppm以下	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	—	—	10ppm以下	短期評価：1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値が共に基準値以下
	1時間値の8時間平均値	—	—	20ppm以下	長期評価：1日平均値の2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。

備考：2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値 / 98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値  
微小粒子状物質については、2009年9月に国が新たな環境基準を設定

## ＜有害大気汚染物質の環境基準＞

物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> (3 μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> (200 μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> (130 μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること	ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> (150 μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること

## 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針 (中央公害対策審議会答申)

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

## ■ 水 質

## ア 健康項目 (環境基準)

項目	河川	海	項目	河川	海
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	0.003以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1以下	1以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006以下	0.006以下
鉛	0.01以下	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下	0.01以下
六価クロム	0.05以下	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下
砒素	0.01以下	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下
総水銀	0.0005以下	0.0005以下	チウラム	0.006以下	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003以下	0.003以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	ベンゼン	0.01以下	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	0.002以下	セレン	0.01以下	0.01以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	揮発性窒素及び非揮発性窒素	10以下	10以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	ふっ素	0.8以下	—
β-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	ほう素	1以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05以下	0.05以下

## イ 生活環境項目

### ① 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
B類型	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C類型	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D類型	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—

備考 B類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流に限る。）二ヶ領本川・平瀬川、 C類型：三沢川、鶴見川（鳥山川合流点から下流の区域に限る。）、  
D類型：鶴見川（鳥山川合流点から上流の区域に限る。）

#### （水生生物保全水質環境基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は、日間平均値とする。  
2 生物B：多摩川中・下流（拝島橋より下流）

### ② 海域（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-1抽出物質 (油分等)
B類型	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	検出されないこと
C類型	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—

備考 B類型：運河等を除く川崎港 C類型：運河等

#### （窒素及び磷に係る環境基準）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値（年間平均値）	
		全 窒 素	全 磷
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。  
2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

#### （水生生物保全水質環境基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下

備考：生物A 東京湾

### ③ 市内河川（川崎市水環境保全計画における環境目標）

対象項目 対象水域	環 境 目 標 値		
	BOD	COD	生物
AA目標	3mg/L以下	5mg/L以下	多様な生物が生息できる水質
A目標	5mg/L以下	5mg/L以下	
B目標	8mg/L以下	8mg/L以下	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ 等の魚類が生息できる水質
C目標	5mg/L以下	10mg/L以下	コイ、フナが生息でき不快のない水質

AA目標の対象河川：五反田川、二ヶ領用水、平瀬川

A目標の対象河川：三沢川

B目標の対象河川：麻生川、片平川、真福寺川

C目標の対象河川：矢上川、有馬川、渋川

③-2 親水施設の水環境保全目標

- 〔Ⅰ目標 水遊びのできる川〕：きれいで豊かな水とのふれあい、多様な水生生物に親しめる川
- 〔Ⅱ目標 魚などの生き物に親しめる川〕：魚や水棲昆虫がすみ、魚つりなどをとおして生物に親しめる川
- 〔Ⅲ目標 散歩のできる水辺〕：浮遊ごみや悪臭による不快感がなく、水辺植物を植生し、散歩を楽しめる川

ウ 地下水質

項 目	環境基準 (mg/L)	項 目	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
クロロエチレン	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジオキサン	0.05以下

■ 土壌汚染 (環境基準)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、